

《笠間市市民憲章等検討委員会設置要綱》

平成 18 年 5 月 22 日

告示第 205 号

改正 平成 18 年 6 月 28 日 告示第 224 号

(設置)

第1条 笠間市民の心構え, 自主的行動の規範として, 郷土愛, 市民道徳, 生活規範についての市民の心のよりどころとなる市民憲章を制定するとともに, 市のシンボルとしての市の花, 市の木, 市の鳥を制定するため, 笠間市市民憲章等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は, 次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1)市民憲章の制定に関すること。
- (2)市の花・木・鳥の制定に関すること。
- (3)その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は, 15名以内の委員で構成する。

- 2 委員は, 学識経験者, 市議会議員, 関係団体からの推薦者及び公募による市民の中から, 市長が選任する。
- 3 委員長及び副委員長は, 委員の互選により選任する。
- 4 委員長は, 委員会の会務を総括し, 会議の議長となる。
- 5 副委員長は, 委員長を補佐し, 委員長に事故あるときは, その職務を代理する。
- 6 委員会は, 委員長が必要に応じて招集する。

(任期)

第4条 委員の任期は, 笠間市の市民憲章及び市の花・市の木・市の鳥の制定に対する提言を行うまでとする。

(意見の聴取)

第5条 委員長は, 関係機関及び関係団体並びに有識者等を委員会に出席させ, 意見を求めることができる。

(調整会議)

第6条 委員会に, 第2条に規定する協議事項の調査検討及び事務調整を行うため, 市民憲章等検討調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

- 2 調整会議は, 行政改革推進室, 市民活動課, 企画政策課, 秘書課で組織する。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため, 行政改革推進室内に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか, 委員会の運営に関して必要な事項は, 委員長が別に定める。

附 則

この告示は, 平成18年5月22日から施行する。

附 則

この告示は, 平成18年7月1日から施行する。